

(平成26年3月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月1日から10年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から11年9月21日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が従前に比べ大幅に低く記録されているが、当時、給与の支給額及び厚生年金保険料控除額が下がった記憶は無い。

当時の給与明細書は既に処分してしまったが、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、平成8年2月に30万円であった申立人のA社における標準報酬月額は、同年3月1日の随時改定によって16万円に引き下げられ、その後、9年10月から10年7月までは17万円、同年8月から11年8月までは20万円とされている。

しかしながら、申立人は「申立期間においても給与が大幅に下がった記憶は無い。」と述べているところ、その所持する雇用保険受給資格者証に記載されたA社離職時の賃金日額から算出される報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額を大幅に上回っていることから、申立人は、申立期間においてオンライン記録における標準報酬月額を超える賃金の支給を受けていたことがうかがわれる。

また、申立期間のうち、平成8年3月1日から10年1月1日までの期

間について、多数の同僚についても、従前の標準報酬月額が8年3月1日の随時改定において大幅に減額となっており、これらの者のうち申立人と同様の業務に従事していた複数の同僚が、「当時、給与額が下がったことは無い。また、社会保険料の控除額が少なくなった記憶も無い。」と供述しているところ、そのうちの一人が所持する平成9年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料控除額は、当該随時改定前の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料の金額とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年3月1日から10年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年1月1日から11年9月21日までの期間について、複数の同僚に照会したものの、当該期間における保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持しているとする者はおらず、また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「当時の資料は残っていない。」と回答している上、申立人も、当時の給与明細書等を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年1月1日から11年9月21日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年3月1日から10年1月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社における8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は不明と回答しているが、上記の同僚の源泉徴収票から推認できる申立人の当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間は、同社C事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A事業所）の新規開店のため、同社D事業所から同社C事業所に転勤となった時期である。同社には継続して勤務しているので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が「申立人が申立期間当時、同社に在籍していた。」と回答していること、雇用保険の被保険者記録及び同社が保管していた退職者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年3月25日に同社（D事業所）から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間後の昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、B社は法人の事業所であることに加え、申立人と同様に、申立期間において、厚生年金保険の被保

険者記録が無い同僚が、年金記録確認E地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が同社に照会したところ、「昭和39年3月25日のA事業所の開店日には20人以上の社員が勤務していた。」と証言していることから、A事業所は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間は、同社C事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A事業所）の新規開店のため、同社D事業所から同社C事業所に転勤となった時期である。同社には継続して勤務しているため、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が「申立人が申立期間当時、同社に在籍していた。」と回答していること、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社D事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、申立人と同様にB社C事業所の新規開店のため、同社の他事業所から同社C事業所へ異動した同僚の証言から、昭和39年3月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間後の昭和

39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、B社は法人の事業所であることに加え、申立人と同様に、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚が、年金記録確認E地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が同社に照会したところ、「昭和39年3月25日のA事業所の開店日には20人以上の社員が勤務していた。」と証言していることから、A事業所は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間は、同社C事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、A事業所）の新規開店のため、同社D事業所から同社C事業所に転勤となった時期である。同社には継続して勤務しているため、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が「申立人が申立期間当時、同社に在籍していた。」と回答していること、雇用保険の被保険者記録及び同社が保管していた退職者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年3月25日に同社（D事業所）から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間後の昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、B社は法人の事業所であることに加え、申立人と同様に、申立期間において、厚生年金保険の被保

険者記録が無い同僚が、年金記録確認E地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が同社に照会したところ、「昭和39年3月25日のA事業所の開店日には20人以上の社員が勤務していた。」と証言していることから、A事業所は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月31日から40年1月1日まで
昭和39年12月31日にA社B事業所を退職したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が「退職日に係る資料において、申立人の退職日が昭和39年12月31日であることが確認できる。」と回答していることから、申立人が申立期間において、同社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「退職日から判断すると、申立人の資格喪失日を誤って届け出たと思われる。従前から保険料は翌月控除であり、現在は、月末日退職の場合は退職月を含む2か月分の保険料を徴収している。」と回答している。

さらに、A社B事業所に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間と近接した時期において、各月の1日付けで被保険者資格を喪失している者が多数確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所にお

ける昭和 39 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が保管されていないため不明としているが、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和 39 年 12 月 31 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和37年4月1日にA社C工場に入社し、新しく組織された同社D工場に異動した。両工場とも同じ敷地内にあり、継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社C工場が保管する社報（人事記録）及び同社C工場の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月1日から60年7月31日まで
私がA社に勤務していた申立期間の給与支給額は、オンライン記録における厚生年金保険の標準報酬月額と相違している。
調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和60年7月31日）より後の昭和60年9月10日付けの処理により、4万5,000円に引き下げられた上、申立人を除く二人の標準報酬月額も同様に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人が当時、A社の取締役であったことが確認できるが、同社のほかの取締役は、「申立人は取締役であったが、B職を担当しており、経営に関与することは無かった。また、会社の代表者印は、申立人以外の取締役が持っていた。」と述べている上、複数の同僚は、「申立人は、B職担当役員だった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

関東神奈川厚生年金 事案 8844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月31日から同年11月1日まで
私は、昭和40年3月29日から42年10月31日までA社で勤務し、同年11月1日にグループ会社であるC社（現在は、D社）E工場に移籍し継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管する従業員台帳（発令台帳）及び申立人と同日に移籍した複数の同僚の供述から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和42年11月1日に、A社からC社E工場に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の昭和42年10月1日の定時決定の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が保管されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するこ

とは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和37年4月1日にA社C工場に入社し、新しく組織された同社D工場に異動した。両工場とも同じ敷地内にあり、継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場が保管する社報（人事記録）及び同社C工場の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 23 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における同年 2 月から同年 5 月までの標準報酬月額に係る記録を、30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 23 年 7 月 5 日に係る標準賞与額については、申立人は当該期間に係る標準賞与額 25 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 22 年 2 月 9 日から 23 年 6 月 1 日まで
② 平成 22 年 7 月 4 日
③ 平成 22 年 12 月 3 日
④ 平成 23 年 7 月 5 日

私が勤務していた A 社における申立期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額より低い記録になっている。

また、申立期間②から④までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずだが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

調査の上、申立期間①から④までに係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料

徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、①から③までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間④については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、平成 23 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人が所持する給料支払明細書及び預金通帳、事業主の回答並びに B 市発行の所得回答書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書、預金通帳及び所得回答書において、確認又は推認できる給与支給額及び保険料控除額から、30 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は過失により 26 万円の標準報酬月額に相当する標準報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 26 万円を報酬月額として年金事務所に届け、その結果、年金事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 22 年 2 月 9 日から 23 年 2 月 1 日までの期間について、上記の給料支払明細書、預金通帳及び所得回答書から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成 22 年 2 月 9 日から 23 年 2 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間④について、上記の給料支払明細書及び預金通帳により、当該期間にかかる標準賞与額（25 万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

4 申立期間②及び③について、上記の預金通帳から、賞与の支給があったことが確認できるが、申立人は、給料支払明細書を所持しておらず、賞与に係る保険料控除について確認することができない上、事業主は、「当該期間の賞与から保険料を控除していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和37年4月1日にA社C工場に入社し、新しく組織された同社D工場に異動した。両工場とも同じ敷地内にあり、継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社C工場が保管する社報（人事記録）及び同社C工場の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 21 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かったが、申立期間に賞与を支給されており、厚生年金保険料が控除されていたはずである。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与一覧表及びC健康保険組合の賞与記録から、申立人は、申立期間に20万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8849

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和39年11月から55年2月までA社及び同社のグループ会社に勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日に、A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した同僚69人全員について申立期間の被保険者記録が無く、事業主の届出の誤りが推測されることから、事業主は昭和40年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和49年6月からA社のグループ会社が経営するC社の開設準備の仕事をし、同社がオープンした後は、D職として51年4月まで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、複数の元同僚の証言及び元同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年3月1日に、A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないと回答している上、事業主及びE健康保険組合が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された申立人の資格喪失日がオンライン記録における資格喪

失日と同日の昭和 50 年 2 月 28 日であることを確認でき、同健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って申立人の資格喪失日を同日と記録したとは考え難く、これらのことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川国民年金 事案 7201 (事案 6835 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月から 14 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から 14 年 2 月まで

私は、平成 12 年 3 月頃、経営していた会社を退任した際、厚生年金保険から国民年金への切替手続を妻の分と一緒に、A 区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、平成 14 年 4 月 30 日に自身の分と妻の分を、A 区役所で納付書により、小切手で合計 29 万円ぐらいを納付し、当該期間分の自身の保険料として、14 万 6,300 円を確定申告した記憶がある。

今回、A 区役所の職員から、「平成 12 年度から 15 年度までの国民健康保険料の納付額及び特別徴収税額通知書に記載された金額は、当該年度分とは異なる。」旨の説明を受けたので、申立期間の課税証明書を取り寄せ、当該期間の社会保険料の納付実績を確認した。

私は、毎年、社会保険料をきちんと納付し、確定申告をしていたので、国民年金保険料の納付記録を回復するために再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、申立人が所持する A 区の平成 14 年度及び 15 年度の「市民税・県民税課税（非課税）証明書」の所得控除額の社会保険料欄に記載されている金額には、申立期間の国民年金保険料額が含まれているので、当該期間の保険料を納付していた証拠となるはずであると主張しているが、i) 申立人は、保険料の納付場所や納付金額をはっきり記憶していないなど、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、ii) 当該期間当時の保険料及び国民健康保険料のそれぞれの申告金額を具体的に憶^{おぼ}えておらず、同証明書には、当該社会保険料の種類別内訳は記載されていないため、同証明書に記載された社会保険料控除の申告額をもって、直ちに当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できないこと等を理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成24年8月22日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、平成14年4月30日に申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で納付していた証拠として、申立人の平成16年度、19年度の「市民税・県民税課税（非課税）証明書」、17年度の「市民税・県民税特別徴収税額変更通知書」、18年度の「市民税・県民税特別徴収税額通知書」及び区役所職員が手書きした申立人の12年度から16年度までの国民健康保険料の納付額に係るメモを新たな資料として提出しているが、これらの資料のうち、当該証明書及び通知書は、申立期間に係る証明書等ではないため、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料とはならない。

また、上記のメモについては、申立人は、同メモに記載された各年の国民健康保険料の納付時期及び同保険料額等について憶^{おぼ}えていない上、同メモに記載された平成14年分の同保険料の納付金額と、申立人が主張している国民年金保険料額の合計額は、前回の申立てにおいて提出された平成15年度の「市民税・県民税課税（非課税）証明書」に記載されている所得控除額（平成14年分）の社会保険料額と大きく乖^{かい}離しており、ほかに同証明書の社会保険料の種別内訳が確認できる資料の提出も無いため、同メモを申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるものと認めることはできない。

そのほかに年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から24年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から24年6月まで

私は、平成5年4月に会社を退職し、会社に厚生年金保険から国民年金へ切り替えるように指示されていたので、同年5月頃、区役所で国民年金への切替手続を行った。その際、窓口の担当者に、国民年金保険料の免除制度について説明を受けたので、同窓口で、切替手続と全額免除申請の書類を受け取り、両方ともその場で記入して提出した。

私は、上記の担当者から、「(国民年金保険料の)全額免除(の承認)は自動更新されるので、厚生年金保険からの切替手続時以外は、特に(免除の申請は)必要ない。」と聞いたことを記憶しており、その後、申立期間の保険料について何の通知も連絡も受け取った^{おぼ}憶えは無いことから、そのまま免除の申請が承認されているものと思っていたにもかかわらず、平成24年9月に、突然、当該期間の保険料が未納と通知され、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年5月頃、区役所で申立期間の国民年金保険料の免除の申請を行った際、担当者から、「全額免除(の承認)は自動更新されるので、以後、免除の申請は必要ない。」と聞いたことを記憶していると述べているが、i) 保険料の免除の申請は、17年7月から申請免除の手続の簡素化が実施されるまで、制度上、翌年度以降の申請書の提出を省略することはできなかったこと、ii) 当該期間の保険料の免除の申請がなされた場合、その承認又は却下について申立人に通知する取扱いとなっているが、申立人は5年5月頃に申請書を提出した記憶はあるものの、その後、通知を受け取った^{おぼ}憶えは一度も無いと述べていることから、当該期間当時の保険料の免除の申請

の状況が不明である。

また、申立人は、平成5年5月頃、国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時居住していた区を管轄する年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、3年8月に払い出されており、同手帳記号番号に係るオンライン記録では、申立人は、国民年金被保険者資格を同年11月に喪失していることが確認でき、同年同月以降に同被保険者資格を再取得した記録は見当たらないこと、ii) 24年8月30日に付番された申立人の基礎年金番号に係るオンライン記録でも、申立人の主張する5年5月の国民年金被保険者資格の取得が、24年8月30日に処理されていることが確認できることから、当該期間当時、国民年金への切替手続はなされておらず、国民年金保険料の免除の申請を行うことはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の免除の申請を行うには、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い上、当該期間は230か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除の承認を受けたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで

私は、結婚するまで一番上の兄と同居しており、申立期間当時、その兄が経営する店で働いていた。

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、誰が行ってくれたのか分からないが、兄の店に区役所から女性の集金人が来ていたので、おそらく兄がその集金人に私の保険料を納付してくれていたのだと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、誰が申立人の国民年金の加入手続等を行ったか分からないと述べている上、申立期間当時、同居していたとする一番上の兄は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、おそらく同居の兄が、店に来ていた集金人に納付してくれていたと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、申立人が当時居住していた区を管轄する年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和41年11月1日となっていることが確認でき、その時点において、申立人は、保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立期間当時、A市では制度上、集金人に過年度分の保険料を納付することができないことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている4番目

の兄も、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることがその兄の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から50年3月まで

昭和44年6月頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれた。現在は、オレンジ色の年金手帳を所持しているが、このほかの手帳の記憶は定かでない。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が、自身と、私及び弟の3人分を3か月ごとに集金人に納付しており、保険料の月額は、1,000円ぐらいであったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続及び保険料の納付を行ってくれたとするその母親から証言を得ることができないことから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和44年6月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、50年8月ないし同年9月と推認される上、現在申立人が所持しているオレンジ色の年金手帳は、49年11月以降に使用されていた手帳であり、申立人は、そのほかの手帳の記憶は定かでないとしていることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

さらに、推認される加入手続時点において、申立人は、第2回特例納付及び過年度納付により申立期間の国民年金保険料を納付することが可能である

が、申立人は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付したという記憶が無い。

加えて、申立人が、その主張のとおり、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、20歳から手帳記号番号の払出時期まで同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人は、その母親が、自身と、申立人及び弟の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているが、その弟の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号と連番で払い出されており、その弟の保険料も、20歳時である昭和47年*月から50年3月まで未納となっていることがオンライン記録により確認できる。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 43 年 3 月まで

私の父親が、昭和 35 年 10 月に町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、36 年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間を含む同年 3 月から 43 年 3 月までの保険料については、37 年 3 月に転居したことをきっかけに、私が市役所で毎月 100 円ぐらいを納付し、そのたびに、検認印が押されたのを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 37 年 3 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料について、毎月納付していたと主張しているが、その当時申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 37 年度の保険料は、昭和 38 年に一括納付されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月 100 円ぐらい納付していたと主張しているが、昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月までの保険料額とは一致しない。

さらに、申立期間は 60 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を、行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間以外にも、国民年金の未加入期間が認められる上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年3月まで

私は、遺族年金は1年以上の国民年金保険料の納付実績がないと受給資格が無いということが分かったので、私が死亡した場合に残された家族のことを考え、昭和59年頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、昭和58年分の保険料は、国民年金に加入した直後に、私が遡って一括して区役所で納付し、59年以降の分の保険料は、妻が夫婦二人分を複数の金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者等の被保険者資格取得日等から、平成2年1月ないし同年2月頃と推認できることから、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和59年以降の分の国民年金保険料の納付には関与しておらず、その妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に複数の

金融機関で納付していたと述べているが、その妻は、保険料の納付周期及び保険料額の記憶が明確でない上、当該期間のうち、61年4月から63年3月までの期間は、その妻も未納であることが、区の国民年金被保険者収滞納一覧表及びオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 11 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 28 日から 42 年 8 月 11 日まで
③ 昭和 42 年 8 月 11 日から 44 年 10 月 13 日まで

年金記録を確認した際に、申立期間は脱退手当金として支給済みであることを知った。

脱退手当金の手続をした記憶も、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額及び支給月数に計算上の誤りは無く、申立期間③のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険脱退手当金裁定伺に記載されている申立人の被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致しており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記の脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び当時の実家の住所が記載されているとともに、申立人の印鑑が押されている上、脱退手当金裁定伺には、脱退手当金の送金又は振込先金融機関名として、同住所に近い郵便局名が記載されている。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月頃から26年頃まで
私は、申立期間において、A社B出張所で、C職として勤務していた。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間当時の同社B出張所の職員名簿において、申立人が記憶する複数の同僚の氏名が記載されていること、及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料が残っておらず、申立人に係る届出及び保険料控除については不明である。当時、現場採用者の厚生年金保険の加入については、出張所における雇用契約等によりまちまちであった。」と回答している。

また、上記職員名簿において、申立人の氏名が確認できず、当時のA社B出張所における社会保険事務を担当していたとする同僚が、「申立人は、^{ようじん}傭人で、正社員ではなかった。」と述べているところ、申立人が一緒に入社したと記憶する同僚も、上記職員名簿に氏名が無く、同社において、厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8853

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

私は、A社（現在は、B社）に勤務しており、平成16年12月の賞与が支給された。しかしながら、標準賞与額の記録が無いので、記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人の申立期間に係る賞与の支給や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管しておらず、賞与の支給及び保険料の控除について不明であると回答している。

また、A社が加入していたC健康保険組合が提出した申立人に係る「被保険者記録照会」及び同社が加入していたD厚生年金基金を継承したE連合会が提出した申立人に係る「中脱記録照会（回答）」において、いずれも平成16年12月の標準賞与額の記録は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間の賞与が振り込まれていた可能性が高いとするF銀行G支店を継承する同行H支店に照会を行ったが、申立人の同行G支店の預金口座に申立期間に係る賞与の振込みは確認できない。

加えて、A社の元同僚に照会したものの、申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 61 年 2 月 21 日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が従前と比べ大幅に下がっているが、当時、給料が下がったことは無い。
調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を、従前の 28 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人と同様の業務を行っていたとする者を含む複数の同僚の標準報酬月額も、申立人と同様、昭和 55 年 10 月 1 日の定時決定により減額されており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっているという事情は見当たらない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って減額訂正されているなどの不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 15 日から同年 8 月 10 日まで
私は、前職を退職直後の昭和 47 年 4 月 15 日に A 社（現在は、B 社）に C 職として入社し、同年 10 月末まで勤務していた。厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月 15 日から A 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、複数の同僚へ照会するものの申立人を記憶する者はおらず、B 社は、「申立人の申立期間の在籍について、資料が無いため不明。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、C 職の複数の同僚は、「A 社に勤務していた期間は、同社での厚生年金保険の加入期間と異なる。」と回答している上、B 社は、従業員の厚生年金保険の加入について、「当時は、社員全員を入社と同時に加入させる扱いではなかった。」と回答している。

さらに、B 社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得日は、昭和 47 年 8 月 10 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月中旬頃から 47 年 9 月頃まで
私は、A社に昭和 46 年 4 月中旬頃に入社し、47 年 9 月頃まで勤務していた。年金記録を見ると、同社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
申立期間にA社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚が、「A社では、厚生年金保険に加入していたのは、加入を希望する者だけだった。入社時に、個々に社長との話合いで決めていた。」と述べていること、及び申立人は、A社の同僚は 50 人ぐらいであったと思う旨述べているが、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の入社時期に被保険者資格のある者は 8 人、退職時期に被保険者資格のある者は 3 人であることが確認できることから、当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

また、当時、A社において社会保険事務を行っていた同僚は、「社会保険に加入していない従業員からは厚生年金保険の保険料控除は行っていなかった。」と述べている。

さらに、A社は、申立人に関する資料は残っていないとしており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから照会が行えず、申立人に係る保険料控除に関する取扱いを確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立

人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで
私は、平成 7 年 7 月 1 日から A 社において勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、厚生年金保険の資格取得日は 9 年 8 月 1 日となっており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主が「入社日は不明だが、申立人がアルバイト従業員として勤務していたことを記憶している。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の事業主は、「規則により、アルバイト従業員について入社後 3 か月間は、厚生年金保険に加入する手続はしない。3 か月後に社会保険の加入について申立人に確認を行ったところ、申立人自身から加入しない旨の要望があったため、申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、保険料控除は行っていなかった。」と述べている。

また、雇用保険の資格取得日を確認したところ、厚生年金保険の資格取得日と同日の平成 9 年 8 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間中に B 病院で受診したと述べているところ、同病院から提出された「患者基本情報」により、申立人は、昭和 57 年 4 月 5 日から平成 9 年 7 月 31 日まで C 市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。